

## 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱

令和 2 年 7 月 9 日付 2 福保障精第 4 5 7 号

## (目的)

第 1 条 東京都におけるギャンブル等依存症対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 13 条に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画として策定する東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の内容に関する検討を行うことを目的として、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 策定委員会は、推進計画の策定について、必要な検討を行うものとする。

## (構成)

第 3 条 策定委員会は、次のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 民間団体等関係者
- (3) 法律関係者
- (4) 事業者団体等関係者
- (5) 行政関係者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定までとする。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を代表し会務を総理する。

## (副委員長)

第 6 条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議)

第7条 策定委員会は、福祉保健局長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がない場合は、開催することができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要に応じて策定委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 5 策定委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。